

平成 30 年 6 月 1 日

工事契約に関するお知らせ

1. 工事入札参加の制限について

平成 23 年 4 月 1 日以降に、新たに江東区に支店・営業所を設けられた事業者（以下「準区内業者」という。）について、5 年間の入札参加制限措置を講じています。

- * 対象となる事業者は、東京電子自治体共同運営の工事入札参加資格の適用年月日（資格が発生する日）が平成 23 年 4 月 1 日以降の事業者です。
- * 平成 23 年 3 月 31 日以前から資格を有し、かつ江東区内事業所（支店・営業所等）調書を提出し認定されている「準区内業者」は、対象となりません。
- * 平成 23 年 4 月 1 日以降であっても、新たに本店を設けた事業者や本店所在地を江東区に移設された事業者は、対象となりません。
- * 5 年間の起算日は、「準区内業者」が区へ江東区内事業所（支店・営業所等）調書を提出し、区において江東区内事業所として認定した日となります。

2. 準区内業者の手持ち工事本数について

江東区内において 20 年以上継続して業務を行っている「準区内業者」について、手持ち工事本数を 4 件としています。

- * 本措置を希望する準区内事業者は、20 年以上継続して業務を行っている証明書類（法人登記簿、もしくは建設業許可書のうち、営業所の設置年月日が記載されたもの）を経理課契約係あて提出してください。

※このお知らせは、平成 22 年 12 月 24 日にホームページに掲示したものを再度お知らせするものです。

江東区総務部経理課契約係

03 - 3647 - 9037